



日本国内における地球温暖化問題への取組

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長 Akinori Ogawa
小川 晃 範

2005年2月の京都議定書の発効を受けて、政府においては、同年4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、全省庁を上げて対策の推進に取り組んでいる。これまで、制度に関しても、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入（2006年度分から報告）、省エネルギー報の改正による輸送事業者や住宅・建設部門での対策強化、フロン回収・破壊制度の強化等が行われてきた。さらに、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入など各般の対策が進められている。

しかしながら、2005年度の温室効果ガスの排出量（速報値）は13億6,400万トンであり、1990年の基準年比で8.1%の増加、前年度と比べても0.6%の増加となっている。これは、運輸部門が減少した一方で、厳冬の影響もあり、家庭部門・業務部門でのエネルギー消費が大きく伸びたことが原因となっている。このため、議定書の-6%の約束達成のためには14.1%の削減が必要であり、計画に従えば、国内排出量の削減で8.7%、森林吸収により3.8%、京都メカニズムの活用により1.6%の対策を進める必要がある。エネルギー起源の二酸化炭素についての目標値に照らしても、産業、運輸、家庭、業務のいずれの分野でも一層の削減が必要な状況である。

政府においては、昨年7月の進捗状況の点検を行い、対策の加速化が必要であるとの結論を得て取組の強化を進めており、平成19年度の政府予算案では、京都議定書の削減約束に直接効果のある対策について前年度から3%増の5,301億円を計上した。

環境省としても、平成19年度には、E3ガソリンの大規模供給の実証事業をはじめとするバイオマスエネルギーの導入加速化、太陽光発電の新たなビジネスモデルを作るソーラー大作戦、更に自主参加型の排出量取引事業や温暖化防止の国民運動などを進めることとしている。

一方、目標達成計画においては、その実効性を

確保するため2007年度に計画の定量的な評価・見直しを行うとしている。この評価・見直しは、その結果が第1約束期間の排出量・吸収量に直結するものであることを踏まえれば、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある。

このため、昨年10月から中央環境審議会において、計画見直しの審議を進めていただいているところである。この審議においては、総合的にできるだけ深い検討を行う観点から、産業構造審議会と合同でヒアリング等を行うなど連携して検討を進めている。今後、年末を目途に審議会から報告をいただき、それを踏まえて政府として目標達成計画の改定を行う見通しである。

地球温暖化の進行を防ぐためには、世界全体の二酸化炭素の排出量を早期に半分以下にすることが必要とされている。京都議定書は、そのための国際的な努力の第一歩であり、我が国は議定書をまとめた国として、6%削減の約束を確実に履行していくことが必要である。去る3月20日に開催された地球温暖化対策推進本部においても、安倍総理から、目標の達成は決して容易ではないが、我が国の総力をあげて国民全てで取り組まなければならないとの指示があったところであり、環境省としても、全力を上げて、目標達成計画の見直しと実施に取り組んで参りたい。

